

広報きよさと

KIYOSATO

4

April 2023

No.776

特集 Special

p2 「第2期清里町観光振興計画」を策定しました

注目記事

p12 新たな農業委員が任命

p13 広報誌の発行が月1回になります

p17 ハイヤー利用助成券の対象者が拡充

第2期清里町観光振興計画

を策定しました

清里町の観光を振興する方向性と、その取組内容をまとめた「第2期清里町観光振興計画」を策定しましたので、計画の概要をお知らせします。

計画策定の目的

第1期清里町観光振興計画の推進状況や現状を再確認し、清里町らしい観光振興の方向性や目指すべき姿、イメージづくりと発信、環境・社会文化・経済への影響に配慮した観光振興の推進、新たな資源の発掘活用など、地域が一体となって取り進める清里町の目指す観光振興の方針を定めるものです。

策定の方法

本計画の策定にあたっては、きよさと観光協会、清里町商工会、清里町農業協同組合、札弦地域代表、緑地域代表、一般公募からの12名により「清里町観光振興計画策定委員会」を設置し、その他専門的知見からご意見をいただくために、きよさと観光協会顧問、環境省職員、林野庁職員3名のオブザーバーにも参画いただきながら策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、清里町の観光振興の基本的な考え方と施策の方向性を定めるもので、まちづくり計画の最上位である「清里町総合計

画」の観光分野における個別計画として位置づけられるものです。

また、平成27年に国連サミットにおいて国際社会全体の目標として「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)」が定められたことを受けて、国では、平成28年に実施方針を決定し、観光の分野でもその達成に向けて観光が貢献する取り組みを進めることとしており、本計画においても国の指針を念頭に取り進めます。

計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

策定までの経過

本計画の策定にあたっては、第1期清里町観光振興計画の推進項目に沿った取組状況を確認し、その中から見えてきた課題に対して論議を行いました。その結果を踏まえ、かつ、国際社会全体の目標として定められた「持続可能な開発目標」や、観光の分野においても、その目標達成に向けた取り組みである「持続可能な観光の推進」をサステイナブルツーリズムを進めることから、本計画においてもこれらの指針を念頭に計画を策定しました。

【基本理念】

自然と人とのつながりを大切に、清里の良さ・魅力を伝える

環境・社会文化・経済への影響に配慮した魅力の創造

清里町の貴重な財産である豊かな自然環境や社会・文化を守り育てながら後世につなぎ、清里町の魅力を引き出し、「清里の良さ・魅力」を感じていただきながら、人とのつながりを大切にした観光振興の活性化を図り、来訪者と清里町が長く結びついた観光産業への経済効果が図られる持続可能な観光地域づくりに取り組む思いを込めています。

開催期日	内容
令和3年 10月26日	第1回策定委員会 ・策定方針、スケジュール等説明 ・清里町の観光について意見交換
令和3年 11月24日	第2回策定委員会 ・清里町の観光における現状・課題について (第1期計画の推進状況の確認及び反省評価)
令和4年 1月26日	第3回策定委員会 ・第2期計画策定における方向性について (重点的に論議する内容について)
令和4年 7月5日	第4回策定委員会 ・第2期計画の構成 (基本方針と戦略等について)
令和4年 7月26日	第5回策定委員会 ・基本目標と戦略、主な施策について
令和4年 9月9日	第6回策定委員会 ・基本目標と戦略、主な施策について
令和4年 10月7日	第7回策定委員会 ・現状の再確認と目標、戦略の再調整
令和4年 12月9日	第8回策定委員会 ・観光振興計画案案について





- 1 ほしかぜの丘スノーシューツアー
- 2 親子自然観察会
- 3 オートキャンプ場
- 4 ダウンヒルサイクリング

町では、滞在型観光の促進や経済波及効果の向上に向けて、オートキャンプ場の充実や四季折々の美しい自然を肌で感じられる体験型ツアーの構築などに取り組んでいます。



策定委員から出された観光振興に向けた「意見」

策定委員会の中では、各委員のそれぞれの立場から、たくさんのご意見が出されました。そのご意見を6つの課題に分類・整理し、主な内容をまとめました。

1 通過型から滞在型観光へ促進していくための方策（滞在時間の延長）

清里町での人気観光スポットにおける滞在時間は短く、見終わると次の観光スポットへと移動してしまい、町への経済効果が低いことから、訪れる人が四季を通じて少しでも長く滞在したくなるような過ごし方を伝える取組みが必要です。

- 【委員の皆さんからのご意見】
- 宿泊することで体験できる観光メニュー
- アウトドアブームに対応したキャンプ場の充実（地場産品を使った食事セットの提供）
- 景勝地をつなげる事業の展開

（スタンプラリーなど）

- 気軽に立ち寄りたくなる体験メニュー
- 清里での過ごし方を伝えるマップの作成（ランニングマップ、フリーWiFiマップなど）
- 清里町の自然を活用した体験型事業の展開 など

2 観光人材の育成と観光組織体制の強化

清里町の観光振興を図るうえで、人材や組織の強化は重要な取り組みです。

- 自然景観や環境を守りながら観光事業を推進することの大切さを理解し、観光協会を中心とした人材活用や雇用の創出を図りながら、観光ガイドやサポーターを育成し、町の観光を強化する取組みが必要です。
- 【委員の皆さんからのご意見】
- 観光協会を中心とした観光情報発信の充実と、清里の良さを広めるサポーターの獲得

3 観光による経済波及効果の向上

滞在時間の短さや消費拡大につながる観光メニューが少なく、観光客が町を訪れることによる経済効果が低いことから、観光分野のみならず、各産業と連携した観光地づくり、魅力づくり、発見、買い物、飲食に繋げる取組みが必要です。

- 【委員の皆さんからのご意見】
- 清里の魅力が詰まった農協女性部考案のレシピの活用
- 各団体とのコラボによる商品の開発
- 一般公募による特産品コンテストの実施による観光振興

5 既存の観光資源の確保と魅力の向上及び育成のための方策

美しい観光資源の環境保全に向けた取組みと理解を、環境省や林野庁と連携しながら推進することが大切です。また、動画による町の暮らしや魅力を伝える観光プロモーション活動の強化も、より有効な取組みです。

- 【委員の皆さんからのご意見】
- 清里の魅力の発信（普段は体験できない映像や働く人、作業風景など）
- 季節に応じた体験メニューなど

● 特産品を強化しながら観光振興につなげる など

4 観光施設実施に関する実施主体をはじめとする役割の明確化

観光振興を図るための中心となる町や観光協会、商工会、農協、ガイド協会、飲食店組合など、関係団体の役割を確認し、それぞれの団体が得意な分野・手法による取組みが必要です。

- 【委員の皆さんからのご意見】
- 各関係機関、団体による小まめな観光関連情報の発信
- それぞれの得意な分野を持ち寄った組織連携による観光事業の展開 など



6 アフターコロナを見据えた新しい生活様式に対応した観光振興の方策

新型コロナウイルス感染症の終息後も、わたしたちの生活の中では感染への不安が継続されていくものと考えられます。一人ひとりが基本的な感染対策を図りながら、ストレスのない安心・安全な観光ができるよう受け入れ側も配慮した取組みが必要です。

また、人混みを避けた開放的な環境でゆったりとくつろぐ時間の提供や、時代に沿った観光情報提供のためのアイテムの活用も必要です。

- 【委員の皆さんからのご意見】
- 季節ごとの清里の魅力発信
- SNSの普及による個人からの情報発信促進
- ターゲットを意識した事業展開（個人、家族、団体、各年代など）
- 観光地における通信環境の整備
- 再訪型（リピーター）観光客獲得のための魅力づくりと取組みなど



基本理念を達成するための5つの基本目標と戦略

清里町の観光振興を推進するために、施策の基本的な方向性である基本目標を次のとおり定め、各基本目標を達成するための戦略を設定して観光振興に取り組みます。

基本目標1

環境保全に向けた取組み

清里町の観光振興の基盤となる豊かな自然や景観を守り、サステイナブルツーリズム（持続可能な観光）を推進し、隣接する知床

国立公園や阿寒摩周国立公園と

同調した自然環境の保全に取り組むとともに、自然環境や観光動向調査等を踏まえ、今日まで守られてきた自然環境を損なうことなく後世へつなげるための取り組みを行います。

- サステイナブルツーリズム（持続可能な観光）の推進
- 知床国立公園拡張構想への取り組み
- 阿寒摩周国立公園の環境保全への取り組み
- 自然環境・観光調査の取組み

基本目標2

魅力向上に向けた取組み

清里町を訪れる観光客等の利便性と満足度の向上を図るため、観光基盤の整備・充実を図るとともに、清里町の魅力ある地域資源を取りそろえた事業展開や、清里町での滞在における利便性を確保するための通信環境や交通環境などの整備に努めます。

清里町の美しい景観も取り入れられている環境省によるひがし

北海道ロングトレイル構想も視野に入れた取組みを推進します。

清里町の魅力向上を図るために、町や観光協会のみならず、町ぐるみの「おもてなし」が清里町の魅力につながるよう推進します。

- 立地条件を活かした取組み
- ひがし北海道ロングトレイル構想への取組み
- 交通環境の整備
- 通信環境の整備
- おもてなしへの取組み

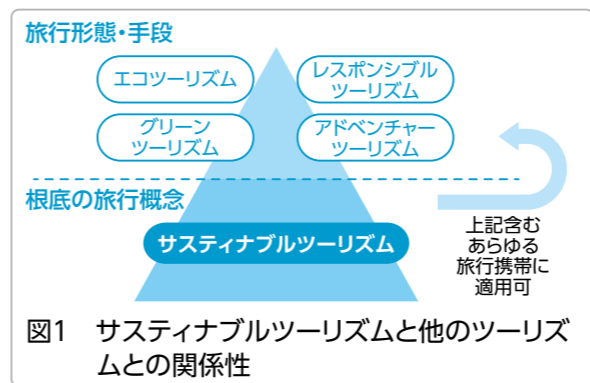


図1 サステイナブルツーリズムと他のツーリズムとの関係性



図2 ひがし北海道3つの国立公園とまちを繋ぐ約370kmロングトレイル構想（環境省より）



図3 江南エリアに集中している豊かな観光資源
知床と阿寒摩周の両エリアを結ぶ好位置である江南エリアにおける清里オートキャンプ場、江南パークゴルフ場、旧江南牧場などを活用した宿泊やアウトドア・アクティビティ活動の展開を図るための環境整備など、既存の観光資源を環境保全に配慮しつつ、観光資源の有効活用を図るための取組みを行います。

基本目標3

組織・人材の育成と多様な連携

観光振興を推進するために、単独では限界があることから、地域を支える住民や各団体の理解を深め、様々な民間事業者や関係機関と連携を図りながら、清里町の地域資源の特色を生かせるよう、町全体での観光振興に取り組めます。

また、観光人材の育成を図り、来訪者へのおもてなしの心を醸成し、清里に来て心地よい環境を整備することで、来訪者の満足度の向上に努めます。

新型コロナウイルス感染症の影響による旅行スタイルの変化においては、感染予防対策を含め、来訪者が安心して楽しい時を過ごしていただけするための観光ニーズに対応し、旅行先として選ばれる地域を目指します。

- 広域連携の推進
- 民間事業者等との協力・連携
- ボランティア育成と活用
- 外国人観光客の受入れ
- 観光DMO（観光資源を経済的効果につなげる団体）の取組み
- 感染症対策の取組み

基本目標4

観光DXと情報の収集・発信

観光DX（観光資源とデジタル技術を合わせた新しい取組み）の活用を視野に入れ、町独自の観光統計情報に加え、国や各関係機関などから公表されている観光統計情報なども活用しながら、町内観光地点の人流データからの滞在時間や人数、推定される周遊ルート、「どんな人が」「どこから」「何を求めて」「どのように」清里町を訪れているのかなど、様々なデータ分析の中から清里町のターゲットにすべき来訪者や地域のコンセプトを検討し、「誰に」「何を」「どのように」届けるか「来訪者のニーズに対応した情報の発信を目指します。」

また、観光関連企業等との連携により、清里町の魅力の発見・創出、観光資源の有効活用や情報発信など、マスメディアやSNSを活用しながら効果的な情報発信を戦略的に行うことで、清里町のイメージアップと誘客につながる観光プロモーションの強化を図ります。

- 観光DX（観光資源とデジタル技術を合わせた新しい取組み）

への取組

- 情報収集の取組み
- 情報発信の取組み

基本目標5

社会経済発展に貢献する観光

観光振興を推進することにより町外からの来訪者呼び込み、交流人口や関係人口が創出されることで清里町に対する満足度を高め、訪れたことを機に移住・定住への関心や起業に向けての意識の高揚や地域経済の活性化、雇用の創出につながる取り組みを推進します。

また、観光地経営の視点に立った観光地域づくりについて、観光素材や自然、食、文化など、地域にある観光資源が経済的効果につながるよう、地域と各関係機関、事業者などが協同し、戦略的に実施するための調整機能を備える取組みを目指します。

- 地場産品のブランド化
- 観光と地域の繋がり
- 観光DMO（観光で地域が稼げる仕組みや取組みを進める）の取組み



計画の着実な 推進に向けて

本計画の中には、すぐに取り組める事業から、ある程度の期間を必要とする事業もあります。が、実現できることから着実に実施していくことが重要です。

本計画を推進するためには、各主体がそれぞれの役割を果たすことが大切ですが、積極的に相互連携し、かつ、積極的に外部有識者を活用するなど、果敢に新しい取り組みに挑戦することが求められます。

町、観光協会、商工会、農協は各主体間のコーディネーターとして、取組みに対する支援や調整を行いながら、四者で連携し計画を推進します。

また、本計画の推進にあたっては、年度ごとに観光関係団体や事業者、町民、町等により進捗状況を検証し、世の中の動きと観光を取り巻く状況に対応した選択により推進していきます。

計画策定作業 を通して

観光振興計画の策定に携わった4名の委員さんへ、観光振興にあたって大切だと思うことや町の観光に期待することなど、策定作業を通して感じたことをお伺いしました。

オブザーバー
たなか じゅん
田中 準 さん



環境省
阿寒摩周国立公園
管理事務所長

清里町は昔から、農業と自然の風景が調和し、心安らぐ美しい町です。観光振興を図るにあたっては、美しい風景やゆったりとした雰囲気的大事にして壊さないこと、「清里らしさ」を伝えられる・堪能できるサービスを作ること、この2つの視点を軸に、町全体で理念や目標を共有して連携協力し、他産業等との間に相乗効果を生み出すことが大切だと感じています。

観光で、清里らしい地域振興・地域づくりが進むことを期待しています。

委員
かわい ちひろ
河合 千尋 さん



パパスランドさつづる
支配人

清里町の農村風景やおいしい水は、私たちにとっては当たり前ですが、町外から来た観光客の方は感動されることも多く、清里にはまだまだ掘り起こせる観光資源があると感じています。また、この町の観光資源について、小中高の教育活動と連携することができれば、将来的に大きな町の力になると考えています。

今回の計画も、行政だけ、観光業だけが取り組んでも実現できません。町民全体が一丸となって取り組んでいくことが必要だと思います。

副委員長
さいとう せいこ
斉藤 聖子 さん



一般公募

清里町は日常の中で自然に触れられる場所が豊富です。もっとその良さを伝え、生かしていくことが必要だと感じます。この町で観光に携わる方々は、みんな清里町が好きで、活動は違えど「この町の魅力を多くの方に伝えたい」という思いは同じです。それぞれの活動の点と点が面となり、スマートに観光の力を伸ばしていけたらと思います。

町の自然を守りながら、スピード感を持って取組みが進められることを期待します。

委員長
やました けんご
山下 健吾 さん



きよさと観光協会
会長

清里町における観光の可能性や魅力を町民の方々に伝えることに、もっと力を入れなければならないと感じています。

過疎が進み、町の存続が危ぶまれるこの町において、観光はまさに町おこしや地域振興そのものでもあります。新しいことにチャレンジすること、そしてチャレンジして失敗しても許容し、次に生かすことが重要だと考えます。北海道中探しても、こんなに素晴らしい町はありませんから。

第2期清里町観光振興計画が答申

2月27日、令和3年度から策定作業が進められていた第2期清里町観光振興計画について、策定委員会委員長の山下健吾さんから櫛引町長へ答申書が手渡されました。この計画は、町の観光振興の基本的な考え方と施策の方向性について定めたもので、計画期間は令和5年度から5年間となります。



小学校で「清里町をもっと良くするための提言」発表会

3月8日、小学校6年生の総合的な学習の時間で、子どもたち自らが考案した「清里町をもっと良くするための提言」発表会が行われました。当日は、ごみ拾いを通じた町の活性化やキッチンカーを活用した新たな観光の取組みなど、斬新なアイデアが盛り込まれた6つの提言が発表されました。



新たな門出を祝って 各学校などで卒業式・修了式

3月の卒業シーズンを迎え、各学校などで卒業式や修了式が行われました。子どもたちは、お世話になった先生や保護者の方々に温かく見守られながら、皆立派な姿で卒業証書を受け取っていました。



清里高等学校



清里保育所



清里小学校



札弦保育所



やまと幼稚園



清里中学校

まちの話題

郷土芸能を受け継ぐ 清里高校1年生が音楽の授業で竜神太鼓

2月6日と14日の2日間、清里高校1年生の音楽の授業で竜神太鼓の体験学習が行われました。清里高校では、地域の歴史や文化を学ぶ取組みとして、郷土芸能に触れる授業を毎年行っています。ほとんどの生徒がこの授業で初めて竜神太鼓を演奏し、清里町の歴史ある郷土芸能に触れました。



3年ぶりの開催 自治会対抗ミニバレーボール大会

2月23日、自治会対抗ミニバレーボール大会が開催され、91名の選手が出場されました。3年ぶりの開催となった当日は、男子7チーム、女子9チームが出場し、熱戦が繰り広げられた結果、男子の部では羽衣町南・向陽合同チームが、女子の部では羽衣町南チームがそれぞれ優勝を果たしました。



きよさと子ども塾 「デジタルで遊ぼう」が開催

2月25日、きよさと子ども塾が開催され、6名の子どもたちがパソコンでオリジナルクイズゲーム作りに挑戦しました。子どもたちは、講師となった北海道科学大学の学生たちからアドバイスを受けながら、自らが考案したクイズに音や動きを付けたりと、パソコン上でプログラムを組んでいました。



未来のまちづくりに向けて 地域懇談会を開催

町と緑自治会、札弦自治会による未来のまちづくり地域懇談会が行われました。先に実施した生活ニーズアンケートをもとに、人口減少にふさわしい行政サービスや公共施設の在り方など活発な意見交換が行われました。町では今後も意見交換を重ね「未来のまちづくり地域づくり構想」を策定していく予定です。



広報誌の発行が月1回に変わります

これまで毎月2回発行してきた広報誌について、自治会の皆さんの仕分け・配布負担の軽減と情報の集約に向けて、令和5年度(広報5月号)から実証的な取り組みを行います。行政情報は毎月1日発行の広報誌に集約し、これまで町が作成してきた折込チラシの情報もすべて広報誌の紙面に掲載します(各種団体が作成するチラシはこれまで通り配布します)。町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

《問い合わせ》 企画政策課まちづくりグループ ☎0152(25)2135

町からのお知らせが電話やファックスでも受け取れます

町では、「お知らせメール@きよさと」にて各種お知らせや災害情報などを配信しています。今年から電話やファックスでの受取りもできるようになりました。町では今後「お知らせメール@きよさと」での情報発信を積極的に行っていくしますので、ぜひご登録ください。

●メールの登録方法

※事前にお使いの携帯電話等で kiyosato-town@sg-p.jp のアドレスを受信できるよう設定を行ってください。

方法1 QRコードを読み取り、表示される手順に従い登録をお願いします。
(QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です)



方法2 登録用メールアドレスあてに空メールを送信し、返信されるメールに記載された手順に従い登録をお願いします。

【登録用メールアドレス】
t-kiyosato-town@sg-p.jp

●ファックス送信について(新規登録が必要)

所定の様式により配信します。ファックス回線の混雑状況により配信完了まで時間を要する場合があります。

●電話での配信について(新規登録が必要)

自動音声により配信情報を読み上げます。電話番号は050-3200-0342から配信されますので、あらかじめ「お知らせメール」などの名前で登録しておくことと便利です。

電話に出られなかった場合、留守番電話サービスをお使いの場合は着信履歴が残ります。留守番電話サービスをお使いでない場合は、最新の配信に限り、かけ直すことで確認することができます。

ファックス、電話での配信をご希望の方は総務課管財グループまでお問い合わせください。

※お使いの電話を非通知設定にしている場合、聞き直すことができませんのでご注意ください。

※配信を受け取る際、別途通信料がかかります。

《問い合わせ》 総務課管財グループ ☎0152(25)2130

新たな農業委員が任命されました

令和5年3月に新たな農業委員が任命されました。任期は、令和5年3月19日から令和8年3月18日までの3年間となります。

町内の地区からの推薦



【再任】
青野 徹
(江南第3)



【再任】
島田 慎司
(向陽中)



【再任】
岡本 勝弘
(向陽東)



【再任】
岩井 清郎
(上斜里東)



【再任】
早川 秀和
(上斜里)



【再任】
河面富士夫
(札弦町第2)



【再任】
鈴木 良則
(神威中)



【新任】
浅野 智樹
(緑)



【再任】
柳谷 克彦
(羽衣町第1)



【再任】
垂石 義秋
(札弦町第1)

団体からの推薦



【新任】
佐藤 弘康
(上斜里中)



【新任】
吉田 勝典
(向陽北)



【新任】
長嶋 裕平
(江南東)



【再任】
太田 智美
(羽衣町南)

一般募集

《問い合わせ》 農業委員会事務局 ☎0152(25)2448

生活情報

こんな時には国民年金の手続きが必要です

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金（厚生年金・共済年金含む）に加入することが義務付けられています。

国民年金は、みんなで暮らしを支え合う社会保険制度です。加入の種別は、次の3種類に区分されています。

- 第1号被保険者
自営業者・学生
農業者とその家族など
- 第2号被保険者
会社員（厚生年金）や
公務員（共済組合）など
- 第3号被保険者
第2号被保険者の扶養に入っている配偶者

ご本人や配偶者の就職・転職・退職、結婚などで、年金の加入手続きや種別変更の手続きが必要です。（下図を参照）

年金の加入手続きや種別変更の手続きをされない、病気やけがで障害が残ったときの障害年金や、死亡したときの遺族年金を受け取ることができなくなる場合があります。

防火チェックシート

該当する項目にチェックします。この機会に火災の危険がないか確認してみましょう。

台所

- コンロの火をつけたままその場を離れてしまうことがある
- グリル内に油污れなどが溜まっている
- 安全装置の付いていない調理器具を使用している
- ガスのゴムホースに劣化がみられる
- コンロの周りに燃えやすいものを置いてしまうことがある
- コンロの奥に置いてあるものを取ろうとしてしまうことがある
- 家庭用消火器等を設置していない

ストーブ

- ストーブをつけたまま長時間出掛けることがある
- ストーブをつけたまま寝ている
- 安全装置の付いていないストーブを使用している
- ストーブの周りに燃えやすいものを置いてしまうことがある
- ストーブの上で洗濯物を干すことがある
- 煙突を使用しているが定期的な清掃を実施していない

お部屋

- 住宅用火災警報器を設置していない、または定期的に動作点検していない
- たこ足配線をしている
- コンセントが見えない位置にあり、ほこりが溜まっている
- 電化製品の配線が家具の下敷きになっている
- 電気コードを束ねている
- 仏壇内のろうそく周りに燃えやすいものが置かれている

たばこ

- 寝たばこをしてしまうことがある
- 吸い殻の周りに燃えやすいものを置いてしまうことがある
- 灰皿に吸い殻がたくさん溜まっている
- 吸い殻を水に漬けていない
- 吸い殻の火が消えたか確実に確認せずにゴミ箱に捨ててしまう

◎チェック項目が多いほど火災が起りやすい状態です。チェックの付いた項目について改善するようご検討ください。

◎全国的に死傷者の発生する火災が続いています。これから空気が乾燥する時期になりますので、より一層「火の用心」を心掛けてください。

《問い合わせ》 消防署清里分署 ☎0152(25)2110

●こんな時は手続きが必要です

現行の種別	このようなとき	資格取得日	変更後の種別	手続き先
第1号	第1号被保険者の夫婦のどちらかが第2号被保険者になり、配偶者として扶養されるようになったとき	配偶者に扶養されることになった日	第3号	配偶者の勤務先
	結婚や退職等で、第2号被保険者の配偶者に扶養されることになったとき			
第2号	会社などを退職し、第2号被保険者である配偶者に扶養されることになったとき	退職日の翌日	第1号	役場
第3号	60歳になる前に、会社等を退職したとき	退職日の翌日		
	第2号被保険者である配偶者が、会社などを退職したとき	配偶者の退職日の翌日		
第3号	第2号被保険者である配偶者が、65歳になったとき	配偶者の65歳の誕生日の前日	第1号	役場
	配偶者の扶養から外れたとき（収入が増えたとき、離婚したときなど）	配偶者に扶養されなくなった日		

ありますので、忘れずに手続きしてください。
役場での手続きには①変更日が確認できる書類、②マイナンバーカードまたはマイナンバーカードをもちでない方は本人確認書類（運転免許証など）をお持ちください。
【20歳になったとき】
厚生年金や共済組合に加入して

いない方には、おおむね2週間以内に、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」などが送付されますので、手続きは不要です。
●問い合わせ
町民課町民生活グループ
（戸籍年金担当）
☎0152(25)2157
北見年金事務所国民年金課
☎0157(25)8703

春の火災予防運動を行います

春先の火災を防止するため、次のとおり春の火災予防運動を行います。

- 予防運動期間 4月20日(木)～30日(日)
- 火災予防車両パレード 4月19日(水)
- 清里市街 午前9時～
- 札弦市街 午前10時10分～
- 緑市街 午前10時50分～
- 啓蒙事業所訪問 4月19日(水) 午前9時～
- 啓蒙サイレン吹鳴 期間中毎日午後7時より30秒間
- 町内予防広報 火災予防運動期間中、町内市街地区を巡回します。
- 防火査察 一般住宅、防火対象物、危険物施設
- 問い合わせ
消防署清里分署
☎0152(25)2110

地域包括支援センターが町の運営に変わります

高齢者への専門的な相談支援の充実を目的に、平成24年度から清里町社会福祉協議会へ委託していた地域包括支援センターの運営が、令和5年度より清里町の直営事業となります。それに伴い、現在社会福祉協議会内に設置されている事務所が、保健福祉課内（福祉介護グループ隣）へ移動します。

地域包括支援センターでは引き続き、住民の皆さんに寄り添った相談機能を維持しながら、地域共生社会に向けた体制構築を目指していきます。

《問い合わせ》
保健福祉課福祉介護グループ ☎0152(25)3847
地域包括支援センター ☎0152(25)2943

● **問い合わせ**
町民課税務・収納グループ
☎0152(25)2136

● **お問い合わせ**
町民課税務・収納グループ
☎0152(25)2136

● **お問い合わせ**
町民課税務・収納グループ
☎0152(25)2136

● **お問い合わせ**
町民課税務・収納グループ
☎0152(25)2136

TAX 税情報

● **暴風雪や大雪による
家屋倒壊などの被害を
受けられた方へ**

固定資産（家屋や倉庫など）をお持ちの方で、冬季の暴風雪や大雪により破損や倒壊などの被害に遭われた方は、固定資産税の減免の対象となる場合があります。まずは、税務・収納グループまでご相談ください。

令和5年度の土地・家屋の 価格を確認できます

固定資産税の納税者が、所有する土地と家屋の令和5年1月1日時点の評価額を町内の他の土地や家屋の評価額と比較できるように、土地・家屋価格等縦覧帳簿を設置しています。

● **設置期間** 4月3日(月)～5月31日(水)

● **確認ができる方** 土地・家屋を所有する納税者

● **時間** 午前8時15分～午後5時

子育て支援センターが 利用しやすくなりました

支援センターの利用日が増えたり、午後の開放日が増えました。ぜひ遊びにきてください。行事などの都合で自由開放をお休みすることもありますので、毎月発行するたんぽぽ通信や広報、母子手帳アプリ母子モで確認ください。



● **母子手帳アプリ母子モ**
こちらからダウンロードできます。

● **子育て支援センター利用日（4月1日～）**

支援センター利用日	午前9時～正午	午後1時～3時30分
月	自由開放	自由開放
火	自由開放 親子遊び	自由開放
水	自由開放	
木	自由開放 親子遊び	自由開放
金	自由開放	自由開放

子育て相談（電話・来所）：
受付時間 月～金 午前8時15分～午後5時

● **問い合わせ**
保健福祉課子ども・子育てグループ
子育て支援センター
☎0152(25)2100

出産育児一時金が 引き上げられます

健康保険法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険被保険者の方が出産した際に国保から支払われる出産育児一時金について、令和5年4月1日以降、8万円引き上げられ、支給額が現行の42万円から50万円となります。

出産費用が50万円に満たなかった場合、その差額分の金額をお支払いしますので、お問い合わせください。

● **問い合わせ**
町民課町民生活グループ
医療保険担当
☎0152(25)2157

新入学(園)期の交通安全期間

新入学（園）児の交通事故を防止するため、通学路等における街頭啓発や安全指導、安全教育を実施します。この時期は、特に新入園児・新入学児童が慣れない通学路を通い始めるため、子どもの交通事故の発生が非常に心配されます。歩行者の皆さんは、道路を横断する前に左右をよく確認し、明るい色の服装や反射材を身に付けましょう。

● **運動期間** 4月6日(木)～14日(金)

● **問い合わせ**
企画政策課まちづくりグループ
☎0152(25)2135

舗装道路の一斉清掃に ご協力ください

雪解けによる汚れやごみを一掃し環境美化を推進するため、市街地区の舗装道路の一斉清掃を行います。

● **日時** 4月18日(火) 午前6時～

● **地域** 清里・札弦・緑の各市街地区

※当日の土砂やごみについては、肥料袋などに入れて口を縛ってから、ごみステーションまたは道路脇に出してください。

● **問い合わせ**
町民課町民生活グループ
☎0152(25)3577

江南パークゴルフ場が オープンします

● **利用期間** 4月29日(土)～10月15日(日)

※雪解け、天候等により変更になる可能性があります。
● **利用時間** 午前8時～午後6時
(10月からは午後5時)

● **シーズン券の発行について**
4月29日(金)より江南パークゴルフ場窓口で受付しますので、顔写真(縦3cm 横2.5cm)をご持参ください。70歳以上の方は、免許証など生年月日を確認できる書類をご持参ください。

● 問い合わせ

きよさと観光協会
(情報交流施設きよる内)
☎0152(25)4111
江南パークゴルフ場
(4月29日より)
☎0152(25)4000

畜犬取締及び野犬 掃とうを行います

清里町畜犬取締及び野犬掃とう条例に基づき、野犬掃とうを行います。期間中放し飼いの犬、または野犬は薬殺処分などとなりますので、飼い犬を必ず鎖などつないでください。また、飼い犬が逃げた場合は、役場町民課町民生活グループまでご連絡ください。

● **実施期間** 4月1日～令和5年9月30日

● **実施場所** 清里町全域

● **問い合わせ**
町民課町民生活グループ
☎0152(25)3577

ハイヤー利用助成券の対象者が拡充されます

令和2年度から行っている「清里町ハイヤー利用助成事業」について、より多くの方に利用いただけるよう、4月から下記のとおり対象者の拡充を行います。新たに対象となる方は申請が必要となりますので、役場2階企画政策課まちづくりグループまでお越しください。

■ 変更内容

- ・障がい者については等級および年齢制限を撤廃
- ・難病者であり、かつ運動に障がいや来す疾患である神経・筋疾患を有する方を新たに対象とする（パーキンソン病、重症筋無力症の方など）

	令和4年度まで	令和5年度から
障がいをお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障がい者手帳（1～4級）を所有している65歳以上の方 ● 精神障がい者保健福祉手帳（1～2級）を所有している65歳以上の方 ● 療育手帳（A）を所有している65歳以上の方 	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳または療育手帳を所有している方
難病者の方	設定なし	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定難病医療受給者証を所有し、かつ運動に障がいや来す疾患である神経・筋疾患を有する方

《問い合わせ》企画政策課まちづくりグループ ☎0152(25)2135

北海道知事・北海道議会議員選挙が行われます

投票日

4月9日(日) 午前7時～午後6時まで

※清里町では投票終了時間を繰り上げて、午後6時までとしています。

■期日前投票を行っています

【期日前投票】

- 期間 4月8日(土)まで
- 時間 午前8時30分～午後8時
- 場所 役場1階小会議室

清里町長・清里町議会議員選挙が行われます

投票日

4月23日(日) 午前7時～午後6時まで

※清里町では投票終了時間を繰り上げて、午後6時までとしています。

■町内の投票所で投票できる方

清里町で投票できる方は、次のすべての条件を満たしており、かつ清里町選挙人名簿に登録されている方です。

- ①日本国籍を有する方
- ②平成17年4月24日までに生まれた方
- ③令和5年1月17日までに清里町に転入届出し、引き続き3カ月以上住所を有している方

■期日前投票ができます

仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで投票日当日に投票ができない方は、「期日前投票」ができます。
※入場券をご持参ください（印鑑不要）

【期日前投票】

- 期間 4月19日(水)～4月22日(土)
- 時間 午前8時30分～午後8時
- 場所 役場1階小会議室

■不在者投票について

仕事・学業・旅行などで町外に滞在中の方や、病院・施設に入院（入所）している方は、滞在地や施設等で不在者投票ができます。詳しくは、清里町選挙管理委員会および入院（入所）施設にお問い合わせください。
尚、不在者投票に必要な書類はお手元に届くまでに日数がかかりますので、お早めの手続きをお願いします。

《問い合わせ》 選挙管理委員会事務局 ☎0152(25)2131

実証実験バスの運行は終了しました

昨年の12月から実施してきた実証実験バスの運行は、3月31日をもって終了しました。ご利用ありがとうございました。

- 寄付金
 - 特別養護老人ホームへ寄付
 - 佐藤 和夫さん（羽衣町第1）
 - お品物
 - 荒木 譲さん（羽衣町第1）
 - 岩佐 恵子さん（羽衣町第1）
 - 美馬 廣子さん（向陽北）
 - お品物
 - 大谷 晴一さん（札弦町第2）
 - 佐藤 和夫さん（羽衣町第1）
 - 荒木 譲さん（羽衣町第1）
 - 寄付金
 - 荒木 譲さん（羽衣町第1）
 - 佐藤 和夫さん（羽衣町第1）
- （老健きよさと・ケアハウスきよさと含む）
社会福祉協議会へ寄付
あたたかなお気持ち
ありがとうございます

24時間年中無休
通話料・相談料無料

きよさと健康ダイヤル24

0120-402-523

気になる身体の症状

けがの応急処置方法

医療機関情報等のご提供

【ご利用方法】 電話がつながりましたら、お名前・年齢を教えてください。
ご相談内容に応じてアドバイスいたします。

- 医師・保健師・看護師などの相談スタッフが24時間・年中無休体制でご相談に応じ、わかりやすくアドバイスいたします。
- いつでもどこからでも、清里町にお住いの皆様専用ダイヤル(通話料無料)でご相談できます。(非通知設定対応不可)

4月のイベントカレンダー

●保健福祉課保健グループ ☎0152(25)3850

行事	日時	場所
幼児歯科健診・フッ素塗布	12日(水) 午後0時45分～	保健センター
乳幼児健診	20日(水) 午後1時～	保健センター
こころの健康相談	24日(月) 午前9時～	保健センター
ぴよぴよママのリフレッシュ	25日(火) 午後1時10分～	保健センター

●子育て支援センター ☎0152(25)2100

行事	日時	場所
すくすく健康相談	5日(水) 午前9時30分～	子育て支援センター
赤ちゃん広場（1～6カ月対象）	10日(月) 午前9時30分～	子育て支援センター
親子で遊ぼう土曜日開放	15日(土) 午前9時30分～	子育て支援センター
札弦親子遊びの広場	24日(月) 午前9時30分～	札弦保育所

町営住宅入居者募集

■申込期間【一般募集住宅】 4月3日(月)～4月11日(火)

入居申込者に応じて、申込み時に必要となる書類が異なりますので、お早めの相談をお願いします。
 公営住宅は一定所得を超える場合は申込みできません。また、所得に応じて4段階の住宅使用料が設定されます。
 (入居後に所得が基準額を超える場合は記載以上の住宅使用料となります)

■入居資格など、詳しくはお問い合わせください

■公営住宅

団地名	住所	対象世帯	間取り	部屋番号	月額住宅使用料
青葉団地	緑町22番地5	一般世帯向け ※単身入居要件有	3DK	238号	8,600円～12,800円
			2DK	239号	8,500円～12,600円
2DK	267号		5,700円～8,500円		
	268号				
札南団地	札弦町36番地3		2DK	212号	4,300円～6,500円
			3DK	217号	5,500円～8,200円
上斜里団地	羽衣町21番地99	一般世帯向け	3LDK	300号	15,000円～22,300円
麻園第2団地	羽衣町58番地114	一般世帯向け	3LDK	292号	13,000円～19,400円
さくらんぼ団地	水元町35番地5	一般世帯向け	3LDK	92-24号	19,000円～28,300円
				92-26号	18,000円～26,800円
				93-35号	18,200円～27,100円
				93-36号	19,200円～28,600円
				93-39号	19,200円～28,600円
				94-44号	19,400円～29,000円
2LDK	96-61号	17,300円～25,800円			
さつつる団地	札弦町316番地5	一般世帯向け	2LDK	14-109号	19,400円～28,900円
ひまわり団地	羽衣町27番地26	一般世帯向け	3LDK	08-99号	22,600円～33,700円

※さくらんぼ団地(一部)・青葉団地・札進団地・札南団地のお部屋に関しましては、お申し込み後に修繕を行うため、入居まで2か月程度時間を要します。あらかじめご承知おきください。

■地域優良賃貸住宅・特別賃貸住宅・特定公共賃貸住宅

団地名	住所	対象世帯	間取り	部屋番号	月額住宅使用料
ふれあい団地	羽衣町39番地4	一般世帯向け	2LDK	98-727号	36,000円
リバーサイド団地	羽衣町37番地3	単身向け	1LDK	92-606号	21,000円
				93-703号	41,000円
		一般世帯向け	3LDK	93-704号	
				97-712号	
ひまわり団地	羽衣町27番地26	一般世帯向け	2LDK	10-751号	41,000円
さくら団地	羽衣町27番地14	一般世帯向け	3LDK	92-501号	30,000円



さくらんぼ団地 (公営住宅)



ふれあい団地



さつつる団地



リバーサイド団地

問い合わせ 町民課町民生活グループ ☎25-3577

引越しの際は、マイナンバーカードの 継続利用手続きが必要です



マイナンバーカードをお持ちの方は、転入先市区町村窓口において「継続利用」の手続きが必要ですので、転入届を提出する際には、「マイナンバーカード」「暗証番号が分かる書類等」をお持ちください。

「継続利用」手続きの条件

【新しい住所に住み始めた日から14日以内】かつ【転出予定日から30日以内】に転入届を提出する必要があります。

マイナンバーカードの失効にご注意ください!

転入届を提出する際、マイナンバーカードを持参していない等により「継続利用」ができなかった場合、【転入届の提出日から90日以内】に手続きをしなければ、マイナンバーカードは失効してしまいますのでご注意ください。

令和5年2月6日より、マイナポータルから「転出届」を提出できるようになりました

このサービスを利用された場合、転出にあたり役場窓口への来庁が原則不要です。
 このサービスは、「電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内で引越しをされる方」がご利用いただけます。ご自身の引越しをはじめ、同一世帯の方の引越しのお手続きでもご利用いただけます。

なお、「転入届」は、これまで通り転入先市区町村窓口にてお手続きが必要です。

詳しくは、デジタル庁ホームページをご覧ください。

デジタル庁
ホームページ
はこちら



★マイナンバーカード普及促進事業(現金1万円)★

【令和5年3月31日まで】にマイナンバーカードを【申請された方】に対し、1人につき1万円の現金給付事業を実施しています。

対象者の方へ随時申請書を送付しますので、お手元に届きましたら必要事項を記入のうえご返送ください。

★マイナポイント第2弾(最大2万円分)★

【令和5年2月28日まで】にマイナンバーカードを【申請された方】が対象です。
 ポイントの申込手続、ポイントの対象となるチャージまたはお買い物、健康保険証の利用申込みおよび公金受取口座の登録期限は、【令和5年5月31日まで】となります。

※ポイントを受け取るためには、ウェブサイトより申込手続きが必要です。
 ※きよポンでお申込みされた方は、ポイントを使って商店や飲食店を盛り上げましょう!

《問い合わせ》 町民課町民生活グループ ☎0152(25)2157



令和4年度 各会計予算		
会計名	補正額	補正後の総額
一般会計(第8号)	3億1,001万9千円	63億931万6千円
介護保険(第2号)	△2,297万6千円	4億7,470万7千円
国民健康保険(第3号)	△5,543万6千円	7億1,136万8千円
後期高齢者医療(第2号)	91万9千円	8,208万2千円
簡易水道(第3号)	△179万9千円	6,096万6千円
農業集落排水(第4号)	△1,126万3千円	1億4,560万8千円
焼酎(第3号)	△469万8千円	1億1,452万4千円
小水力発電(第1号)	2,700万円	8,800万1千円

補正予算

◆一般会計(第8号)

今回の補正は、実行予算に基づき、事務事業の執行に伴う不
用額の減額及び不足が見込まれ
る事業の増額並びに特別会計の
繰出金の調整に係る補正です。

主な補正事業

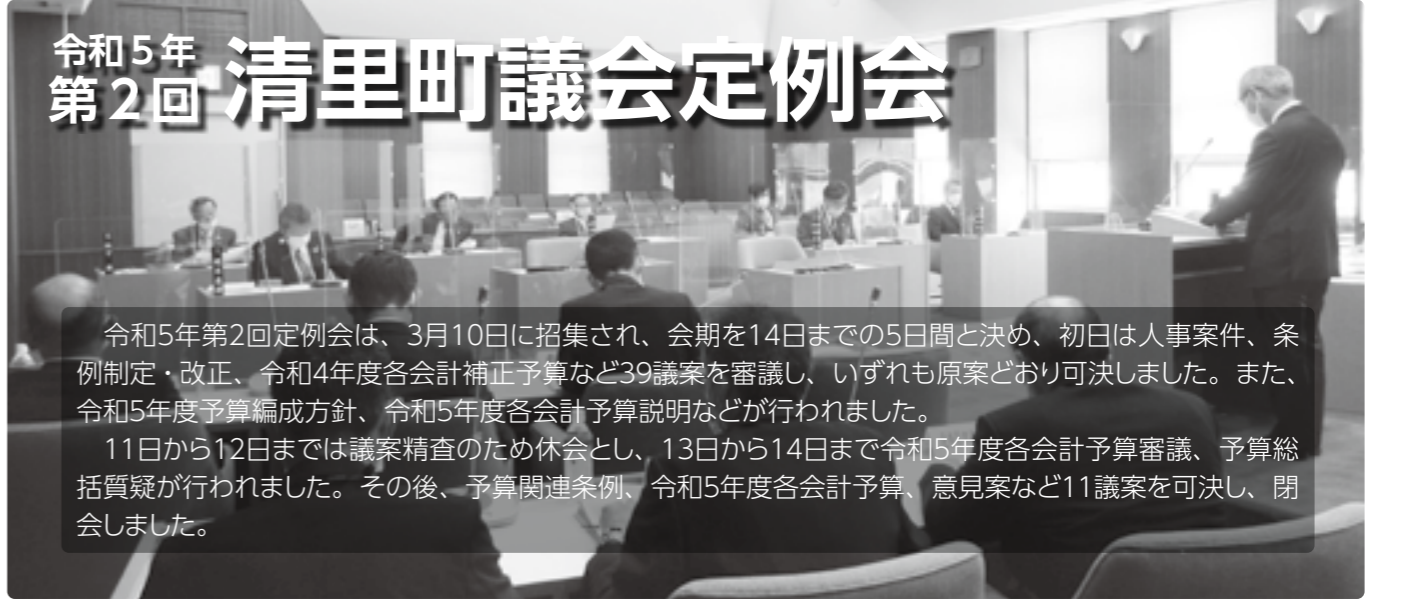
○地域拠点施設整備事業

4億3千560万円

○商工振興事業補助事業

1千156万7千円

○清里町地域脱炭素戦略策定事業



令和5年 第2回 清里町議会定例会

令和5年第2回定例会は、3月10日に招集され、会期を14日までの5日間と決め、初日は人事案件、条例制定・改正、令和4年度各会計補正予算など39議案を審議し、いずれも原案どおり可決しました。また、令和5年度予算編成方針、令和5年度各会計予算説明などが行われました。

11日から12日までは議案精査のため休会とし、13日から14日まで令和5年度各会計予算審議、予算総括質疑が行われました。その後、予算関連条例、令和5年度各会計予算、意見案など11議案を可決し、閉会しました。

令和5年度 当初予算 67億5,920万9千円を可決 統一地方選挙の年のため 骨格予算編成

特別会計 17億6,020万9千円

会計名	予算額
介護保険	4億9,586万8千円
国民健康保険	7億2,008万5千円
後期高齢者医療	8,644万7千円
簡易水道	5,984万7千円
農業集落排水	2億602万9千円
焼酎	1億1,693万1千円
小水力発電	7,500万2千円

- 臨時教員配置事業 630万2千円
- 緑スキー場リフト整備事業 1千485万円
- 中高校生海外派遣研修事業 1,161万5千円



一般会計 49億9,900万円

- 主な事業**
- 役場庁舎冷房改修事業 2,425万2千円
 - 職員単身者住宅建設事業 7,851万9千円
 - ホームページサイト更新事業 800万円
 - 地域公共交通対策事業 1,863万5千円
 - 障がい者計画・障がい福祉計画策定事業 429万6千円
 - 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業 496万7千円
 - 子ども・子育て支援事業計画策定事業 286万8千円
 - 農地整備事業 5,699万1千円
 - 商工会補助事業 1,350万5千円
 - 観光協会補助事業 1,861万3千円
 - 除雪車更新事業 4,068万1千円
 - 公営住宅改修事業 4,057万3千円

- 保健福祉総合センター温泉井揚湯試験事業 1千万円
- マイナポイント支援事業 603万円
- 介護保険事業(第2号) 262万円
各介護保険サービスの給付見込みによる保険給付費の増減に伴う補正です。
- 国民健康保険事業(第3号) 療養給付、保健事業費の実績精査及び国民健康保険税の収納状況に伴う補正です。
- ◆後期高齢者医療(第2号) 保険料、繰入金、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金の精査に伴う補正です。
- ◆簡易水道事業(第3号) 委託料、工事請負費、経済支援対策の基本使用料減免事業等の整理・実績に基づく補正です。
- ◆農業集落排水事業(第4号) 委託料、工事請負費等の整理・実績に基づく補正です。
- ◆焼酎事業(第3号) 職員給与費、焼酎売払収入、

条例

- ◆清里町個人情報保護法施行条例の制定
今日までの個人情報保護制度は、個人情報を取り扱う団体ごとに適用され、法令や所管が異なっていました。デジタル化の対応や個人情報の保護とデータ流通の両立・強化及び、個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、令和3年5月19日に「個人情報保護に関する法律」の改正を含む、「デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律」が公布、令和5年4月1日より、新法により一元化され、個人情報保護制度の所管が国の個人情報保護委員会となり、条例で定めていた事項の多くが新法で規律されるため、現行の「個人情報保護条例」
- ◆清里町個人情報公開・個人情報保護審査会条例の制定
「清里町個人情報保護法施行条例の制定」に伴い、審査会設置に係る条例を制定するものです。
- ◆清里町債権管理条例の一部を改正する条例
個人情報保護法の改正に伴う個人情報保護法の制定により改正するものです。
- ◆清里町債権管理条例の一部を改正する条例
個人情報保護法の改正に伴い、根拠条例を改正するものです。
- ◆清里町議会の個人情報の保護に関する条例の制定
今日までの清里町議会における個人情報の保護については、行政側で制定した「清里町個人情報保護条例」が適用されていましたが、改正後の個人情報保護法では、国会(立法権)や裁判所(司法権)の独立性を踏まえ、個人情報保護法の「適用対象外」となり、地方公共団体の



議会も同様に、「法律の適用対象から除外する」こととされたため、議会において独自の条例を制定するものです。

条例の精査確認による改正

既に制定されている条例等の引用法令や文言など、内容、効力の有無を改めて精査の結果により改正するものです。

◆公益的法人等への町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

引用法令の精査等に伴う改正です。

◆清里町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

引用法令の精査等に伴う改正です。

◆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

条文の区分(条、項、号)の整理等に伴う改正です。

建物の所在地

・清里町字神威708番地4

数量

・機械棟 454.56㎡
・計量棟 132.89㎡

譲渡の目的

小麦の安定生産と農業者の負担軽減

譲渡の相手方

清里町農業協同組合

意見書

◆食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める意見書

世界の食料事情の変化や気象変動による農業被害等に鑑み、食料の安定生産・供給に向けて生産資材の安定的な確保や担い手の育成、再生産可能な直接支払制度の導入など機動的な施策の拡充や予算の確保により、生産基盤を一層強化すること。

また、酪農・畜産経営はかつてないほど厳しい情勢に晒されていることから、官民一体での在庫削減などの需給調整対策を行い、牛乳乳製品の消費拡大の一層の強化などで、一刻も早い需給改善を図ること。(抜粋)



◆清里町地域公共交通活性化協議会設置条例の制定

地域公共交通の活性化及び再生法に関する法律に基づき、清里町地域公共交通計画を策定し、関係行政機関、交通事業者、地域住民等を構成委員として協議を行う法定協議会を設置するため、条例を制定するものです。

◆町有林野基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

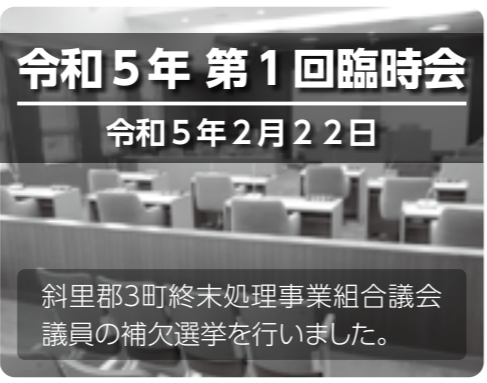
現有町有林所在地を地籍図の精査により修正を行うとともに、町有林の面積について、変動があった場合に林地台帳等によりリアルタイムに管理を行うために改正するものです。

◆清里町国民健康保険条例の一部を改正する条例

賦課限度額の引き上げ、保険税算定のための資産割廃止に向けた段階的な所得割への移行、低所得者への負担軽減を行う基準額の拡充に伴う改正です。

◆清里町国民健康保険条例の一部を改正する条例

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産一時金の支給総額を引き上げるために改正するもの



議員の辞職

古谷一夫議員より、2月15日付けで議員の辞職願が提出され、議長は、地方自治法126条の規定に基づき、同日付けで辞職を許可し、臨時会で報告しました。

斜里郡3町終末処理事業組合議会議員補欠選挙

斜里郡3町終末処理事業組合議会に本町議会から選出している議員に欠員が生じたため、組合規約第6条第3項の規定により補欠議員1名の選挙(指名推薦)を行いました。

○当選人 前中康男議員

のです。

◆清里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い改正するものです。

◆清里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い改正するものです。

人事

◆人権擁護委員候補者の推薦

6月30日で任期満了となる人権擁護委員の候補者として、梅村百合子氏(新任)の推薦に同意しました。

◆オホーツク町村公平委員会委員の選任

前任者の任期満了に伴い、山下英二氏(大空町)の選任に同意しました。

◆清里町農業委員会委員の任命

3月18日で任期満了となる農業委員の任命に同意しました。

- 青野 徹氏(再任)
○島田慎司氏(再任)
○岡本勝弘氏(再任)
○太田智美氏(再任)
○岩井清郎氏(再任)
○早川秀和氏(再任)
○佐藤弘康氏(新任)
○吉田勝典氏(新任)
○長嶋裕平氏(新任)
○河面富士夫氏(再任)
○鈴木良則氏(再任)
○浅野智樹氏(新任)
○柳谷克彦氏(再任)
○垂石義秋氏(再任)

専決処分の承認

◆ごみ処理運搬車等更新事業契約の変更

○納期 令和5年3月2日
○変更前 令和5年3月2日
○変更後 令和5年3月23日
○契約の相手方 古屋自動車工業

財産

◆財産(麦乾燥調製貯蔵施設)の無償譲渡

清里高校生と議会議員との意見交換会を開催

2月13日、清里高校において、清里高校生と議会議員による意見交換会が開催されました。高校からは生徒会役員5名、議会からは田中議長、村島議員、堀川議員の3名が出席しました。学校行事、校則の改訂、「高齢者に優しい町」、「清里町を知ってもらうための取組み」等の地域活性化策など、様々な意見が交わされました。



斜里郡3町議会議員研修会に参加



2月14日、小清水町アグリハートセンターで「斜里郡3町議会議員研修会」が開催され、本町から8名が参加しました。農業拠点施設の整備・運営状況等の説明を受け、研鑽を深めました。

地域の振興発展に貢献

この度、田中 誠議長が、全国町村議会議長会より表彰を受けました。これは、田中議長が多年にわたり議長として、地域の振興発展に寄与された功績が認められたものです。



お知らせ 掲示板



Information

就学費用の一部を援助します

経済的な事情により、小学校・中学校に通うお子さんの学用品費の支払いなどでお困りの世帯に、就学費用の一部を援助します。

■援助内容 学用品費、修学旅行費 など

■認定のしくみ 申請書類などにより、世帯の生活状態や所得などを定められた基準に照らし合わせ、総合的に判断し決定します。

■認定基準の主な例 現に、著しく生活が困難で次に該当する世帯
・生活保護が停止、または廃止となった世帯
・町民税が非課税の世帯
・ひとり親世帯で児童扶養手当を受給している世帯
・職業が不安定、あるいは長期療

各施設の利用料金

養、災害や事故などのけがで収入が減少した場合

■問い合わせ・申込先

生涯学習課学校教育グループ
☎0152(25)2139

町民の皆さんのスポーツ活動やレクリエーション、健康づくりなどに町内の各施設をご利用ください。

■施設使用料金 下記表を参照ください。

■体育施設の利用受付窓口

●清里トレーニングセンター・ゲートボール場・町民グラウンド・武道館・テニスコート・町営野球場

清里トレーニングセンター

☎0152(25)2005

●札幌トレーニングセンター

札幌支所

☎0152(26)2267

●町民プール(5月～11月のみ)

町民プール

☎0152(25)2925

■生涯学習総合センターの利用受付窓口

●生涯学習総合センター

生涯学習課社会教育グループ

☎0152(25)2005

図書館を利用しよう

図書館は、どなたでも無料で利用することができます。

利用登録される方は、住所・氏名・生年月日が確認できるもの(運転免許証・学生証・マイナンバーカード等)をお持ちになって、図書館カウンターでお手続きください。斜里町・小清水町・網走市の図書貸出登録証をお持ちの方は各図書館のカードでの登録も可能です。

今月の本棚

安全・安心な野菜づくり【期間】4月1日(土)～4月30日(日)

近年、食と健康への関心の高まりから、にわか流行している家庭菜園。トマトやナス、レタスなどの野菜から、おつまみにもなる枝豆など自分で育てた野菜は安全で格別においしいもの。土づくりや肥料の知識から、種まき・育苗・防虫など「家庭で野菜づくり」をするための本を集めました。

春は家庭菜園を始めるのに適した季節です。ぜひチャレンジしてみてください。

○×写真でわかるおいしい野菜の生育と診断	高橋 広樹 著
連作でよく育つ野菜づくり	木嶋 利男 著
土壌微生物の基礎知識	西尾 道德 著
はじめて育てる北国の果樹	北海道農業改良普及協会 編
花を育ててみたいのですが。	花福 こざる 著

ほか

図書館 情報



Library

【開館時間】

火曜～土曜:

午前10時～午後6時

日曜・祝日:

午前10時～午後5時

【休館日】 毎週月曜日

(祝日の場合は開館)

【問い合わせ】

清里町図書館 ☎25-2582



清里町図書館
トップページ

- お知らせ
 - 読み聞かせ会
 - イベント情報
 - 蔵書検索
- はこちらをご覧ください。

読み聞かせ会

今月の読み聞かせ会はお休みです。

特設コーナー

自閉症って?【期間】4月1日(土)～4月30日(日)

毎年4月2日は、国連が定める「世界自閉症啓発デー」です。日本では、4月2日から8日を「発達障害啓発週間」としています。誰もが支え合い、認め合える社会の実現を目指して、自閉症や発達障害への理解を深めましょう。



障害があってもいっしょだよ!
自閉症のあるぼくの毎日
マリ・シュー 文



自閉スペクトラム症の女の子が会える世界
サラ・ヘンドリックス 著



発達障害「できないこと」には理由がある!
かなしろ にゃんこ。著



「普通」ってなんなのかな
ジョリー・フレミング 著



発達障害の人が見ている世界
岩瀬 利郎 著

ほか

【生涯学習総合センター使用料金表】

室名	1時間あたりの料金
多目的ホール	2,200円
ステージ	1,650円
小ホール	900円
創作活動室	500円
児童室	550円
和室A	600円
和室B	220円
和室C	200円
研修室A	350円
研修室B	350円
会議室	400円
音楽室	600円
調理実習室	450円
分館	600円

※ご利用の際は事前に申請が必要です。
※冷房や備品を使用の場合は別途料金がかかります。



【清里町体育施設使用料金表】

施設名	部屋区分	単位	区分	使用料金	備考	
清里トレーニングセンター	アリーナ	1時間につき	団体全面	1,900円	個人利用は、共通利用券とする。	
			団体半面	950円		
			団体1/4面	475円		
	第1トレーニング室	1人1回		100円		
			第2トレーニング室	1人1回		100円
						1時間につき
研修室	1時間につき	団体	100円			
		町民プール		回数券(12枚綴り)	2,000円	
清里ゲートボール場		1時間につき	団体	100円		
		1ヶ月定期	団体	3,000円		
武道館	弓道場	1時間につき	団体	400円		
			1ヶ月定期	団体	5,000円	
	柔道場	1時間につき	団体	200円		
			剣道場	1時間につき	団体	200円
和室	1時間につき	団体	100円			
		札幌トレーニングセンター	アリーナ	1時間につき	団体	300円
	1人1回			100円		
		町民グラウンド	グラウンド	1時間につき	団体全面	200円
ソフトボール	団体1面				100円	
夜間照明	団体				300円	
町営テニスコート	テニスコート	1時間につき	1面	200円		
			夜間照明	1時間につき	300円	
町営野球場	グラウンド	1時間につき	団体	600円		
			個人利用年間共通券	清里トレーニングセンターアリーナ・第1・第2トレーニング室・札幌トレーニングセンター・町民プール	年間	5,000円

※町内高校生以下の方は無料、70歳以上の方は半額でご利用できます。

街角再発見 vol.11

「街角再発見」は、広報担当者が街角をぶらりと散策し、地域の魅力再発見につながる内容をお届けするコーナーです。



「お店を守り、町民の皆さんの生活を支え続けたい」

(有)上本商店 上本 憲生さん

L P ガスや灯油、金物などの販売を行う上本商店は、昭和41年に創業し、今年で57年目を迎えます。上本商店は憲生さんの祖父の兄が創業し、当初は主に野菜の種などを販売していました。当時は商品を入れたカゴを背負い、汽車で川湯まで販売に行っていたそうです。その後は祖父、父とお店を引き継ぐ中で、家庭で普及し始めたL P ガスや金物などの取扱いを始めました。憲生さんは、関西の大学を卒業後、民間企業で社会経験を積んだ後に家業を継ぐことを決意。現在は4代目としてお店を営んでいます。

5年前のブラックアウトの際には、重要なライフラインでもあるガスやカセットコンロの提供を通して「お客様の生活を守っている」という意識をより強く持つようになったという上本さんは「町民の皆さんの生活に欠かせない燃料を供給している以上、このお店を守り続けることが、私の使命だと考えています。生活されている中で困ったり不便に感じる事があればいつでもご相談ください。一緒に解決策を探しましょう」と、仕事に対する熱い想いを話してくれました。



(うえもと・のりたか) 昭和53年生まれ。「町民の生活を守る」という使命感を持ちながら、日々仕事と向き合っている。

●人口と世帯数

2月末日現在 ()内は先月比

- ・人口 計3,796人(+2)
- ・世帯数 1,733世帯(±0)

男性 1,872人(-1)
女性 1,924人(+3)

Kiyosato
Happy
Smile 

4月に1歳のお誕生日を迎えるお子さんをご紹介します



森田 泰行くん
(上斜里大和)

令和4年4月15日生まれ

KIYOSATO

広報きよさと

April 2023 No.776

4

発行 / 北海道清里町 〒099-4492 北海道斜里郡清里町羽衣町13番地

TEL.0152-25-2131(代) FAX. 0152-25-3571

✉ g-machizukuri@town.kiyosato.hokkaido.jp

🌐 <https://www.town.kiyosato.hokkaido.jp/>

編集/企画政策課

制作・印刷 (株)須田製版

広報きよさととは、一部のフォントに見やすさや読みやすさを配慮したユニバーサルデザインフォントを採用しています。

UD
FONT

